社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施 要綱

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱(平成16年制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者等の閉じこもりの防止や寝たきり及び認知症の予防並びに高齢者の仲間づくりと地域福祉活動の推進を目的として実施する、ふれあい・いきいきサロン事業(以下「サロン」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 サロンの実施主体は、自治会、地域の高齢者、ボランティア及びサロンに理解と熱意のある者で組織する団体(以下「サロン実施団体」という。) とし、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が協力し、サロンの推進を図るものとする。

(活動内容)

- 第3条 サロンは、目的を達成するために、次の活動を行うものとする。
  - (1) 地域住民やボランティア等との交流に関すること。
  - (2)健康づくりに関すること。
  - (3) 趣味やレクリエーションに関すること。
  - (4) 創作活動及び講習会等に関すること。
  - (5) その他目的達成のために必要な活動

(利用対象者)

第4条 サロンの対象者は、60歳以上の高齢者を原則とするが、サロン実施 団体の判断により対象者及び年齢を決定できるものとする。

(開催回数等)

- 第5条 サロンの実施回数は、年8回以上を原則とし、実施時間は、1回2時間以上を目安とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度途中において新たにサロンを立ち上げる場合の実施回数は、次の式により算定した回数以上とし、算定した回数に端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

開始月を含む年度末までの残月数×(8月/12月)

(サロンの実施場所)

第6条 サロンの実施場所は、参加対象者が歩いて参加できる範囲の公共施設 や地域の公民館等とする。

(団体登録)

- 第7条 サロンを実施するサロン実施団体は、ふれあい・いきいきサロン登録 カード(様式第1号)により、本会に活動内容等を登録するものとする。
- 2 前項の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに本会会長(以下「会長」 という。)に届出をしなければならない。

(助成金の金額)

第8条 サロン実施団体が実施するサロンの運営に伴う費用については、次の 表に掲げる金額のいずれかを助成する。

区 分	金額	
サロンを年間8回以上実施する場合	年間 30,000円	
サロンを年間18回以上実施する場合	年間 40,000円	
第5条第2項の規定によりサロンを実施し、	サロン実施1回につき、	
年間の実施回数が8回未満の場合	3,750円	

- 2 前項に規定する実施回数は、当該サロン実施団体が提出する年間予定表に 定める実施予定回数とする。ただし、年度途中において年間予定表に定める 実施予定回数が増加する場合は、増加後の実施予定回数とする。
- 3 前項ただし書に規定する場合において、増加後の年間予定について速やかに会長に報告するものとする。

(助成金の申請等)

- 第9条 助成金の交付を受けようとするサロン実施団体は、ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付申請書(様式第2号)を会長に提出するものとする。
- 2 会長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、助成金 の交付が適正であると認めたときは、ふれあい・いきいきサロン事業助成金 交付決定通知書(様式第3号)により交付の決定を通知するものとする。
- 3 助成金の交付決定を受けたサロン実施団体(以下「助成サロン団体」という。)は、ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付請求書(様式第4号)

を会長に提出するものとする。

4 会長は、当該請求書で指定された振込先に助成金を送金した場合は、ふれ あい・いきいきサロン事業助成金送金書(様式第5号)により通知するもの とする。

(変更申請)

- 第10条 第8条第2項ただし書の規定により助成金額が増額となる助成サロン団体は、ふれあい・いきいきサロン事業助成金変更交付申請書(様式第6号)を会長に提出するものとする。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の変更申請の場合に準用する。 (実績報告)
- 第11条 助成サロン団体は、サロン終了後速やかに、ふれあい・いきいきサロン事業実施報告書(様式第7号)及びふれあい・いきいきサロン活動内容報告書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。

(保険)

- 第12条 サロン実施団体は、サロンの実施にあたり、万一の事故に備えてボランティア活動保険及びふれあい・いきいきサロン傷害保険等の保険に加入しなければならない。
- 2 前項の保険加入に関する費用についは、本会が負担するものとする。 (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、サロン運営に関する必要な事項は、 本会とサロン実施団体が協議して決定するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前のふれあい・いきいきサロン事業実施 要綱の規定により交付の決定を受けた助成金については、改正後の社会 福祉法人瑞穂市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱 の規定により交付決定されたものとみなす。

## 様式第1号(第7条関係)

公表可·否

## ふれあい・いきいきサロン登録カード

記入年月日	年	月 日	記入者氏名	
ふりがな サロン名			結成年月日	年 月 日
ふりがな 代表者名			代表者 連絡先	( ) –
団体連絡先	〒 - 瑞穂市	- †	2	<b>.</b> – –
地区		地区 •	地区外の方の	の受入( 有・無)
活動場所			対 象	
参 加 者		名・女 名)	ボランティア	名 (男 名・女 名)
活動頻度			活動時間	時分~時分
会 費		有(	円)	· 無
助 成	有(上	助成団体名	/	円) • 無
1 日の プ <sup>°</sup> ロク <sup>*</sup> ラム	時時時時時時時時時時	1年間 の活動 予定		
備考				•

年 月 日

社会福祉法人

瑞穂市社会福祉協議会長 宛

サロン名 (FI) 代表者名

ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付申請書

年度ふれあい・いきいきサロン事業助成金として、下記により交付さ れたく申請します。

記

1.	申請金額	 円

2. 事業の経費及び財源計画

(単位:円)

収 入	支 出
サロン助成金	
合 計	合 計

- <添付書類> ① ボランティア名簿
  - ② 年間予定表

第 号

年 月 日

サロン名

代表者

様

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会会 長 即

ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付決定通知書

年月日申請のあった、年度ふれあい・いきいきサロン事業助成金については、金円を交付します。

つきましては、別紙「ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付請求書(様式第4号)」を 月 日までに提出してください。

## 様式第4号(第9条関係)

社会福祉法人

瑞穂市社会福祉協議会長 宛

サロン名代表者名

ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付請求書

次のとおり助成金の交付を請求します。

ただし、

年度 ふれあい・いきいきサロン事業助成金として

	フリガナ	
	払込金融機関名	
振	支 店 名	
込	預金種別	
先	口座番号	
	フリガナ	
	名義人氏名	

年 月 日

サロン名

代表者

様

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 会 長 即

ふれあい・いきいきサロン事業助成金送金書

先に、請求のありました 年度ふれあい・いきいきサロン事業助 成金につきましては、 月 日に指定口座に送金いたしましたので通 知します。

なお、事業完了後は下記のとおり事業報告書類を提出してください。

記

- 1. 送金額 円
- 2. 事業名 ふれあい・いきいきサロン事業
- 3. 事業報告書類
  - (1) ふれあい・いきいきサロン事業実施報告書(様式第7号)
  - (2) ふれあい・いきいきサロン活動内容報告書(様式第8号)

年 月 日

社会福祉法人

瑞穂市社会福祉協議会長 宛

サロン名 代表者名 **印** 

ふれあい・いきいきサロン事業助成金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた ふれあい・いきいきサロン事業助成金について下記のように追加変更申請しま す。

記

- 2. 追加申請金額 円
- 3. 事業の経費及び財源計画

(単位:円)

収 入	支 出
サロン助成金	
合 計	合 計

<添付書類> ① 変更後の年間予定表

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

社会福祉法人

瑞穂市社会福祉協議会 宛

サロン名

代表者名

印

ふれあい・いきいきサロン事業実施報告書

標記事業について、 年度の事業が終了しましたので下記のとおり実施の 結果を報告します。

1. 収支決算状況

(単位:円)

収	入	支	出
区 分	金額	区 分	金額
サロン助成金			
合 計		合計	

## <添付書類>

- ①「出納明細書」及び「請求書又は領収書の写し」
- ② 参加者出欠表

ふれあい・いきいきサロン活動内容報告書 (

年度) サロン名 地 区 参加はデランティア 内 活 動 容 日 人数 の人数 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日